

「令和5年度秋冬観光キャンペーンガイドブック等製作業務」に係る質問回答

令和4年11月15日

No.	質問	回答
1	自治体や観光施設への校正確認は、受託事業者が行うこととなりますでしょうか？	原則として自治体や観光施設への校正確認は協議会で行います。ただし、必要に応じて現地へ直接確認をお願いする場合があります。 なお、仕様書（案）4 委託業務の内容、（2）ガイドブックの製作、又のとおり受託事業者の責任において校閲を実施するものとします。
2	本事業と連携すべき次年度の観光キャンペーン事業や注目事業はありますか。	仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会としては、令和5年度の秋季・冬季を対象としたキャンペーンがメインの事業となります。 なお、宮城県では、9月に「第5期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、本協議会と連携して官民一体となった取組を展開することとしており、本キャンペーンと密接に関わった誘客活動が推進されることとなります。
3	ガイドブックの仕様（A4判、ページ数、部数）は確定でしょうか。提案内容に応じて変更可能でしょうか。	A4判は確定、ページ数は変更可能、部数は最低限製作したい部数です。いずれも事業費の範囲内で企画提案していただいて構いません。